

日本のみかん発祥の地「下津」

日本農業遺産

「下津蔵出しみかんシステム」

ロゴマーク募集！

「下津蔵出しみかんシステム」が、平成31年2月に日本農業遺産に認定されました。これを受けて、様々な情報発信を行う場合に使用する「下津蔵出しみかんシステム」を象徴する「ロゴマーク」を募集します。



下津蔵出しみかんシステムとは

海南省下津地域は、約1900年前、みかんの祖となる橘が植えられたことから、日本のみかん発祥の地と云われています。

当地域は、ほとんどが傾斜地であることから、独自の石積み技術により段々畑を築き、みかんを栽培し、急傾斜地等では、びわを栽培してきました。

また、みかん園内に土壁の蔵をつくり、自然の力で甘味を増す「蔵出し技術」を生み出しました。

さらに山頂や中腹に雑木林を配置することで、水源涵養や崩落防止などの機能を持たせるとともに、里地・里山の豊かな生物多様性を維持し、持続性の高い農業システムを構築しています。

日本農業遺産とは

我が国において重要かつ伝統的な農林水産業を営む地域（農林水産業システム）を農林水産大臣が認定する制度で、次世代に受け継がれるべき農林水産業や生物多様性、伝統知識、農村文化、里地・里山の景観などを一体的に認定し、その保全と持続的活用を図るものです。

令和元年6月現在、全国で15地域が認定されています。

私たちは、「世界に誇るべき農業システム」を未来へ引き継ぐための取組を行っています。

下津蔵出しみかんシステム日本農業遺産推進協議会事務局 海南省産業振興課内

〒642-8501 和歌山県海南市南赤坂11番地 ☎(073)-482-4111

<http://www.city.kainan.lg.jp/kakubusho/machizukuribu/horinsuisangakari/nougyouisann/index.html>

E-mail : sangyosinko@city.kainan.lg.jp

■ 下津蔵出しみかんシステム日本農業遺産推進協議会 ■



趣旨

平成31年2月、「下津蔵出しみかんシステム」が日本農業遺産に認定されました。これを受け、日本農業遺産「下津蔵出しみかんシステム」を象徴するロゴマークを定め、パンフレット、ホームページ等広報媒体での使用や、海南市下津地域の農産物、土産物、加工品、旅行等サービス商品に使用するなど統一したPR活動を展開できるようロゴマークを募集します。

1. 募集内容

下津のみかん、下津びわ、橘本神社、田道間守(たじまもり)、貯蔵庫(蔵)、里地・里山での人の暮らし、地域の絆など下津蔵出しみかんシステムを象徴するロゴマークを募集します。

※日本農業遺産や下津蔵出しみかんシステムについての詳しい説明は、表面をご覧ください。

2. 募集期間

令和元年9月6日(金)から10月4日(金)まで ※当日の消印有効

3. 応募資格

どなたでも応募できます。

4. 応募規定

応募作品

- ・一人で複数の作品に応募することができますが、1作品ごとに必要事項を全て記載してください。
- ・自作かつ未発表のもので、第三者の著作権等の権利を侵害しないものに限りです。

応募用紙

- ・海南市公式ホームページ<http://www.city.kainan.lg.jp/>に掲載している応募用紙をダウンロードし、使用してください。

デザイン

- ・ロゴマークには、「下津蔵出しみかんシステム」の文字を入れてください。
- ・色数は自由ですが、拡大・縮小、単色での使用を考慮してください。
- ・採用作品については、原案を尊重しながら補正・修正および文字の追加等を行い使用する場合があります。

審査方法

- ・当協議会事務局に設置した審査委員会において審査し、優秀作品を決定します。

発表

- ・海南市公式ホームページ等により発表します。(令和2年2月上旬予定)

5. 表彰

最優秀賞 1点 賞状、賞金10万円
優秀賞 2点 賞状、賞金2万円
佳作 数点 蔵出しみかんジュース

6. 応募方法

応募用紙に必要事項記載のうえ、応募先へ郵送するか電子メールで送信して下さい。

- ・郵送の場合
 - * 作品を折り曲げないようにし、封筒に「ロゴマーク応募」と明記して下さい。
 - * 複数の作品に応募する場合には、それぞれの作品に必要な事項を記入して下さい。
- ・電子メールの場合
 - * データはJPEG形式またはGIF形式とし、2MB以内として下さい。
 - * 件名を「ロゴマーク」応募として下さい。

どなたでも応募できます。

応募上の注意

- ・送付中やメール送信中の事故により作品が届かなかった場合や問題が発生した場合は、協議会は一切責任を負いません。
- ・応募作品は返却しません。また、応募に係る費用は、応募者の負担とします。
- ・採用作品の知的財産権に係る一切の権利は、協議会に譲渡するものとします。また、受賞者は、著作者人格権を行使しないものとします。
- ・本募集で得た個人情報、本募集に関する以外に使用しません。